

## 振込先

いずれかの口座にお振り込みください。

- ・ゆうちょ銀行(店名) 二二八(店番) 228  
(普通) No.2546244
- ・百五銀行県庁支店 (普通) No.215441
- ・第三銀行津駅前支店 (普通) No.2255021
- ・三重銀行津支店 (普通) No.2805212

\*口座名義.....

**公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター**  
(振込み手数料は当センターが負担しますので、会費は手数料を引かずにお振込み下さい。)

キリトリ線  
post card

50円切手をお貼りください

5 1 4 0 0 0 4

津市栄町1丁目891番地

三重県合同ビル2階

公益社団法人 **みえ犯罪被害者  
総合支援センター** 行

キリトリ線

## 設立趣意

近年の治安情勢の悪化に伴い、ある日突然、不条理な事件・事故に巻き込まれる犯罪被害者は年々増加する傾向にあります。

不幸にも事件・事故等にあわれた被害者及びその家族や遺族(以下「被害者等」という。)は、生命、身体、財産上の被害だけでなく、その後が生じる精神面や経済面等様々な問題に苦しめられています。

県民の誰もが犯罪の被害者等となる危険性がある今、被害者の視点に立った心の通った支援活動を行うため、「みえ犯罪被害者総合支援センター」を設立しました。

多くの方々が手を差し延べ、社会全体が連携し、被害者を支えることが、ひいては犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現につながるものと確信しています。

一人でも多くの県民の皆様が、当センター設立の趣旨にご賛同して頂き、温かいご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## ～ あなたの優しさを～

### \* 賛助会員入会のご案内 \*

「みえ犯罪被害者総合支援センター」は、皆様お一人お一人の優しさによって支えられている団体です。会費は、支援活動を行うために活用させていただきます。

設立趣意、活動にご賛同いただける方のご入会・ご寄付をお待ちしております。

#### 賛助会員(年額)

- ・法人団体 10,000円
- ・個人 2,000円

#### 寄付(複数口可能)

- ・法人団体 1口 10,000円
- ・個人 1口 1,000円

**当センターへの寄付金には税制上の優遇措置があります。**

※詳細は税務署または税理士にご確認ください。

 **日本財団** 助成事業  
The Nippon Foundation



このパンフレットは、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。



あなたの気持ちに.....

応えたい



三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

**公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター**

相談専用電話

ナ ヤ ミ ナシ

**059-221-7830**

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル2階

TEL 059-213-8211 FAX 059-227-4755

URL <http://www.18.ocn.ne.jp/~mie-hhsc/>

E-mail [mie-hanzai-higaisya@river.ocn.ne.jp](mailto:mie-hanzai-higaisya@river.ocn.ne.jp)



三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

# 公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター

犯罪等の被害者やその家族・遺族の方々が必要とされるサポートを行い、被害からの回復、社会復帰に向け役立つことを目的に設立された団体です。

## 支援の内容

### ● 電話相談・面接相談

専門的な研修を受けた相談員等による相談を行います。必要に応じて、臨床心理士・弁護士による専門相談も行います。

相談専用電話 **059-221-7830**

相談受付時間：月曜日～金曜日（10時～16時）

※ 祝日、年末年始を除く

### ● 心理相談

毎月第2水曜日（要予約）

### ● 法律相談

毎月第4水曜日（要予約）



### ● 付添などの支援

必要に応じて、自宅訪問、警察、病院、検察庁、裁判所等へ付添などを行います。



### ● 被害者自助グループの支援

同じような被害に遭われた被害者の方へ交流場所を提供したり、自助グループ活動の支援を行います。

## 活動の内容

### ● 支援ボランティアの養成

相談・支援を行うボランティアの技術の向上を図るため継続研修を行っています。

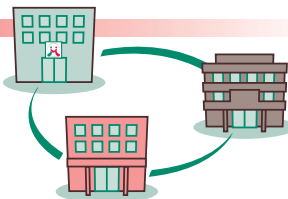


### ● 広報啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。

### ● 関係機関との連携

警察、県市町をはじめとする関係機関・団体と連携し、被害者の立場に立った支援を行います。



## 犯罪被害者等早期援助団体

平成19年4月、三重県公安委員会から被害者支援を適正・確実に行うことができる団体として、「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。

警察が支援を必要と認めた場合、被害者等の方々の同意を得て、警察からの連絡により、必要な支援活動を行うため、当センターから被害者等の方々に連絡を取らせていただき、被害を受けた早い時期から必要な支援を開始することができるようになりました。

## 入会手続き

### 入金要領等

- ・裏面記載の当センターの口座に会費をお振り込みください。
- ・お手数ですが下記「入会申込書」に必要事項を記載のうえ、ファックスしていただくか又はご郵送ください。（当センターのホームページからも申し込みできます。）
- ・入金の確認後、会員登録をさせていただきます。

「みえ犯罪被害者総合支援センター」事務局  
TEL 059-213-8211 / FAX 059-227-4755

## 入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター  
理事長 様

住所 市  
(所在地)

ふりがな  
氏名  
(企業・団体名)

代表者名

電話番号 ( )

私は、「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の賛助会員として入会・寄付したいので、下記のとおり申し込みます。

※該当する□にシ印をお願いします。

会 員  法人・団体賛助会員 10,000円  
 個人賛助会員 2,000円

寄 付  法人・団体寄付 10,000円×   
 個人寄付 1,000円×

《合計入金額 円》

入会(予定)日 平成 年 月 日

※会報等へお名前を掲載させていただいてよろしいか。  
( 可・否 )

キ  
リ  
ト  
リ  
線